

BOIの 5カ年投資促進戦略 (2023年～2027年) 下における 新投資奨励措置

タイ投資委員会(BOI)
副長官
ソンクリン プロイミー

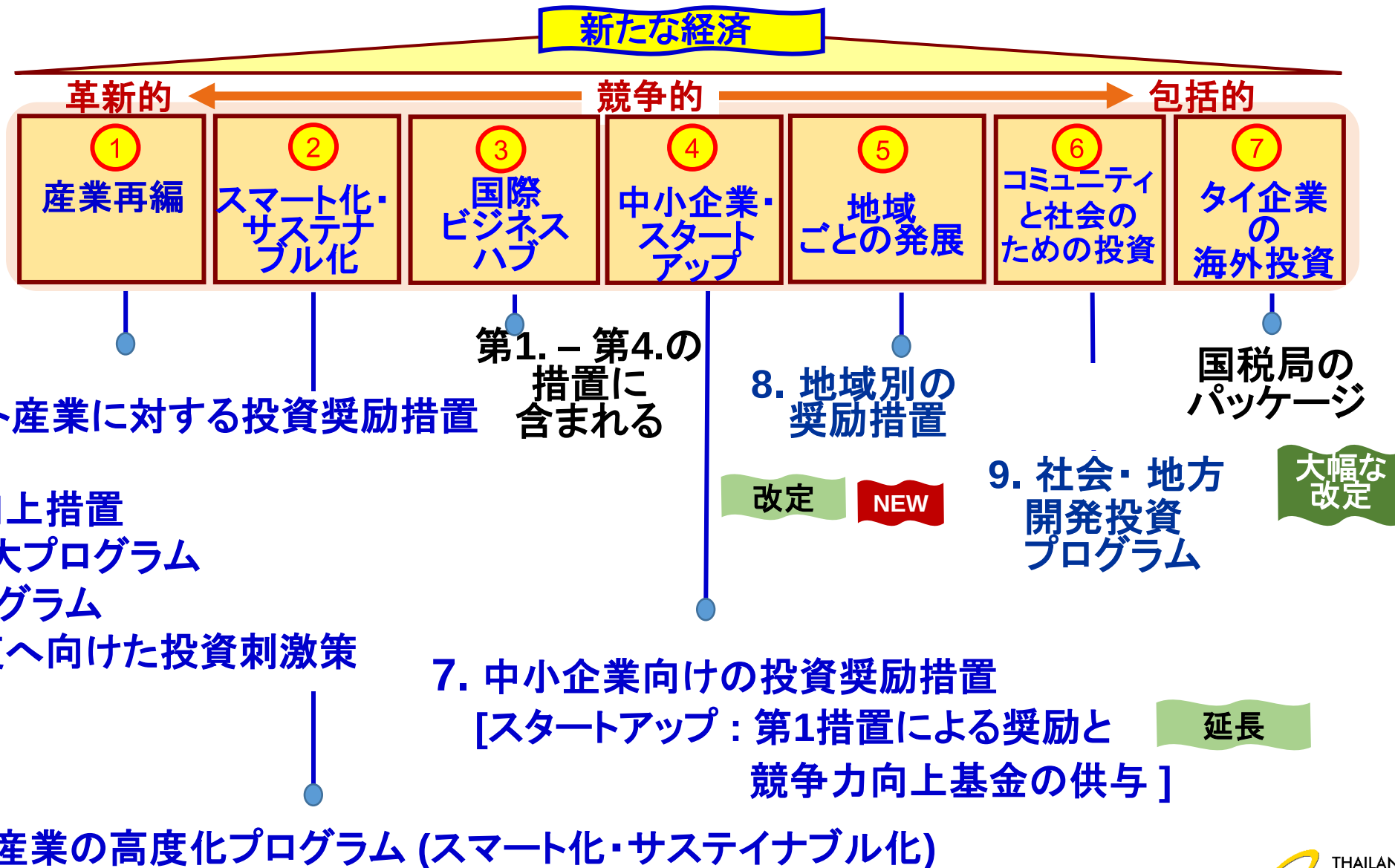
2022年11月





「新たな経済」のビジョンへ向け、「新戦略」をけん引する9つの措置

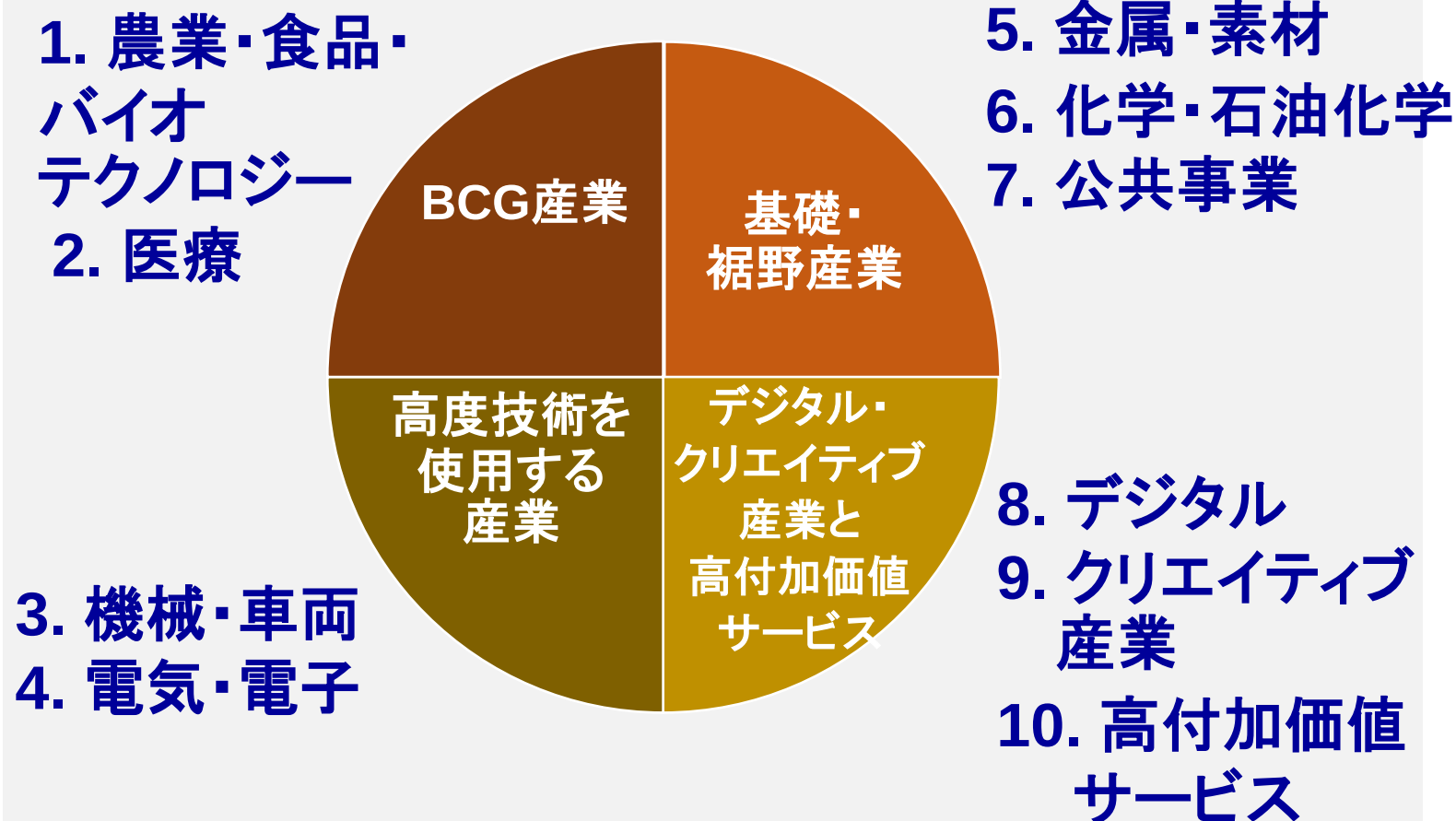
9 Measures to drive the “New Strategies” for the vision of “New Economy”



7つの奨励対象業種
(1993年より有効)

1. 農業・農産品
2. 鉱業・セラミックス・
基礎金属
3. 軽工業
4. 金属製品・機械・
運輸機器
5. 電気・電子機器
6. 化学・プラスチック・紙
7. サービス・公共事業

新たな10の奨励産業



新しい投資奨励業種

- 電気自動車(EV)関連業種: 燃料電池自動車(FCEV)の製造、燃料電池システムの部品・構成部品の製造、バッテリー交換ステーションサービス等
- 新エネ関連業種: 再生可能エネルギーを使用した水からの水素の生産等グリーンアンモニア関連製品の生産、炭化水素または化石燃料からの水素の生産、水素ベースの電気・蒸気の発電・発生を含む
- 未来食品関連業種: 新規の食品、有機食品、機能性表示食品の製造等
- 航空宇宙関連業種: メンテナンス用機器や地上支援用設備の製造、人工衛星用機械部品・電子部品の製造、人工衛星用システム、地上局用システムや打ち上げ用・打ち上げ制御用システムの設計、開発等

2022年11月3日より有効

恩典の
分類

グループ	産業の特徴	法人所得税 の免除	その他の 恩典
NEW A1+	学術・研究機関と協力し技術移転を伴う、高度技術とイノベーションを使用する上流産業およびターゲット技術の開発事業（バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端材料技術）	10-13年間 （上限額なし）	- 機械輸入税の免除 - 輸出用製品に使用される原材料輸入税の免除 - 税制以外の恩典として例えば外国人専門家の就労、事業用地の所有権
A1	国の長期的な競争力を向上させる重要な研究開発に主眼を置いたナレッジベースの事業	8年間 （上限額なし）	
A2	国の発展に貢献するインフラ事業、タイ国内の投資が少ないか、またはまだ投資が行われておらず、付加価値の創出に高度技術を使用する事業	8年間	
A3	既にタイ国内に投資が少数あるものの、国の発展にとって重要な高度技術を使用する事業	5年間	
A4	技術がA1ーA3ほど高度でないものの国内原材料の付加価値を高め、サプライチェーンを強化する事業	3年間	
B	高度技術を使用しないものの、バリューチェーンにとって重要な裾野産業	-	

2 競争力向上措置 Measures for Competitiveness Enhancement

2.1 競争力向上イニシアティブの推奨を目的として追加的恩典を付与 追加恩典

対象となる投資・支出

1. 技術・イノベーション

- ・ 研究開発 (R&D)
- ・ タイ国内で開発された技術のライセンス料
- ・ 製品・パッケージのデザイン
- ・ 科学技術機関(教育機関、専門訓練センター、研究機関、公的機関等)に対する支援(委員会の承認を得ること、技術・イノベーション・人材育成等の各種基金を含む)

2. 人材育成

- ・ 高度技術訓練
- ・ 科学技術分野での教育課程において職業訓練とスキル開発を目的とした研修の実施または学生インターンの受け入れ

3. 事業者のポテンシャルの開発

- ・ タイ内資のサプライヤー開発

NEW

最初の3年間の売上高
に対する投資・支出

≥ 1%または≥ 2億バーツ

≥ 2% または ≥ 4億バーツ

≥ 3% または ≥ 6億バーツ

≥ 4% または ≥ 8億バーツ

≥ 5% または ≥ 10億バーツ

法人所得税の
追加免除期間

1年間

2年間

3年間

4年間

5年間

追加の免除額

投資・支出の200%

研究開発に対する
投資・支出 ≥ 1%

法人所得税の免除

上限額なし



法人所得税の
免除期間の延長

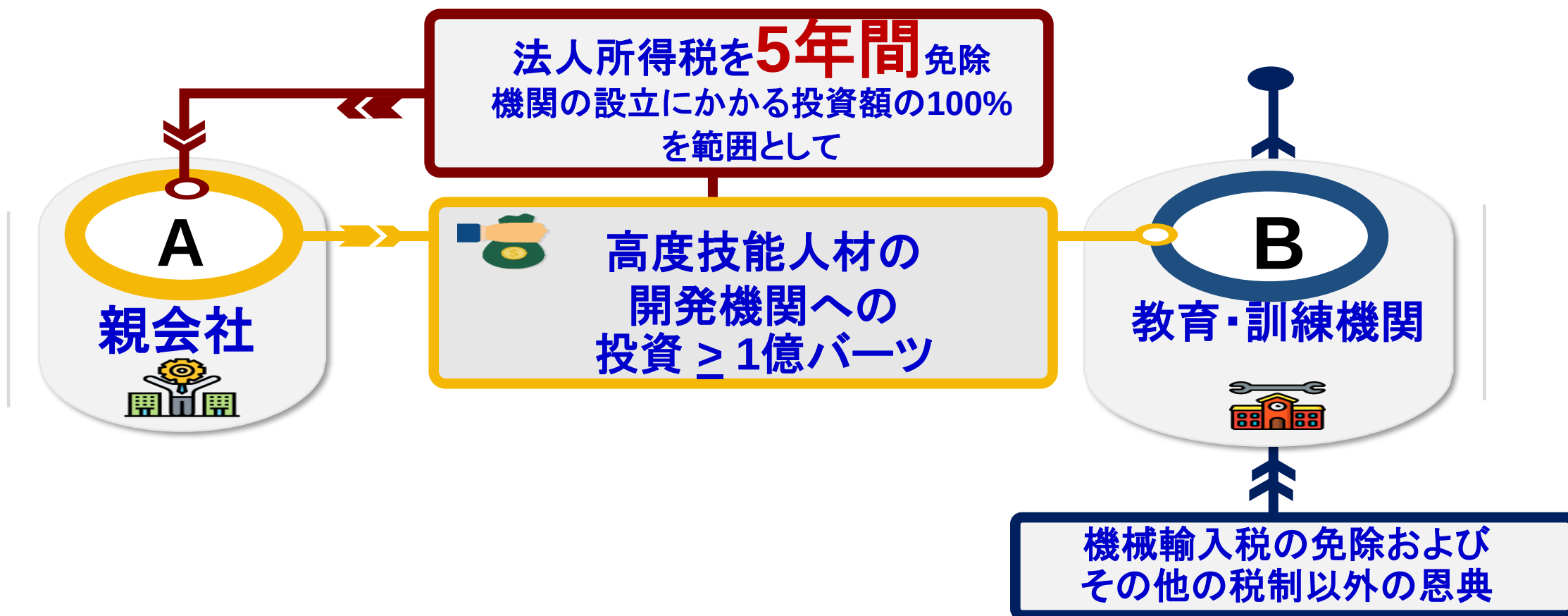
最長13年間



2 競争力向上措置 Competitive Enhancement Measure

2.2 高度技能人材の開発を目的とする機関の設立を推進

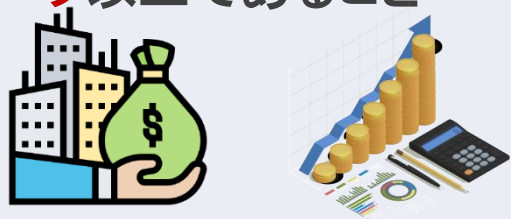
親会社に恩典を付与することにより、民間企業による先端技術の教育・訓練機関の設立を推進



目的: 既存の企業に対し、タイにおける製造拠点の維持継続や拡大を動機づけるインセンティブを提供

条件:

1. 過去15年間(2008年から2022年)超にわたりBOIの奨励企業として、少なくとも**3件のプロジェクト**を有し、その合計投資額が(土地代と運転資金を除き)**100億バーツ**以上であること
2. 拡大プロジェクトは、合計投資額が(土地代と運転資金を除き)**5億バーツ**以上であること



拡大プロジェクトへの恩典

(標準的な恩典に加えて)

グループA1+

(標準の法人所得税免除恩典
は10-13年間)

+追加で法人所得税を**3年間免除**
(合計で13年間を超えないこと)

A1 A2

標準の法人所得税免除恩典
は8年間)

+ **5年間法人所得税を50%減税**

B A3 A4

標準の法人所得税免除恩典
は0-5年間)

+ 追加で法人所得税を**3年間免除**

- すべての事業を対象とする (※但し、BOI が特別に指定しない限り)
- 奨励を受けたプロジェクトは、投資刺激策における追加恩典の対象としない
- **2023年内に申請すること**

4

移転プログラム Relocation Program

目的: 製造設備、地域統括本部、研究開発センターを含む、事業活動のタイへの包括的な移転を促す



条件: 新しい地域統括本部事業(IBC)および／または 研究開発センターを既存の製造事業に追加する形での申請を行うか、製造事業に IBCおよび／または 研究開発センター事業を含め、一つのプロジェクトとして奨励申請をすることが可能

- IBCおよび／または 研究開発センターについて、奨励証書発給日またはプロジェクト修正申請書の提出日から3年以内にサービス提供を開始すること
- 地域統括本部および／または研究開発センターは、委員会が重要と認める機能を実施すること
- 2023年内に申請すること

目的: 大型投資プロジェクトを対象に、今後1-2年の投資の開始を促す

条件:

- ターゲット産業（A1-A4） [恩典付与にあたり、投資奨励ゾーンが指定されていないため、特定の立地場所をもたない事業を除く]
- 奨励証書発給日から12ヵ月以内に10億バーツ以上の投資（土地代と運転資金を除く）を実際に行うこと。各種の措置により、法人所得税の免除恩典が受けられるプロジェクトについては、免除期間の合計が8年を超えないこと
- 投資奨励の受理回答期限や、奨励証書発給期限の延長は認めない
しかしながら、機械輸入の期限および操業開始期限の延長については、状況に応じて検討する
- プロジェクトは奨励証書発給日から18ヵ月以内に、実投資の証明書類を提出すること

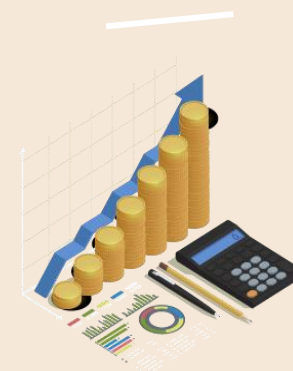
2023年内に申請すること

恩典

標準恩典に追加で

法人所得税を

5年間 にわたり
50% 減税



スマート化

1



自動化・ロボット

2



デジタル技術

3



インダストリー4.0

サステナブル化

4



エネルギー保全、代替エネルギー、環境負荷の軽減

5

持続可能性国際基準
GAP、FSC、PEFCs、ISO
22000等既存プロジェクトを
対象とする効率向上

既存事業の所得にかかる法人税を
3年間にわたり免除
効率向上への投資額の50%または
100% (条件により) が上限額

事業の高度化を伴う
グループBの新しい投資

法人所得税を3年間にわたり免除
自動化・ロボティクスシステムまたは
インダストリー4.0の製造標準への
投資額の
50%または100% (条件により)
が上限額

産業連携へ向けた活動: タイの
部品・構成部品の製造業者に対し、
グローバルサプライチェーンへの参入を
目指し水準の引き上げを推進



- ・バイヤー・ミート・セラー活動や部品取引向けの
セントラル・マーケティング・プラットフォームを組織
- ・外国バイヤーと結ぶ目的で、中小企業をトレード
イベントに引率
- ・サブコンタイランド展示会を開催
- ・ASEANの部品・構成部品のデータベース
www.asidnet.orgを運用
- ・産業連携のためのプラットフォームwww.BUILD.go.th
を通じ、サービスを提供

高度技能人材のマッチング活動:
高度人材育成プラットフォーム連携センター(STEM
ワンストップサービス:
STEM OSS)と連携した採用・育成の促進



ジョブ・マッチング・サービス



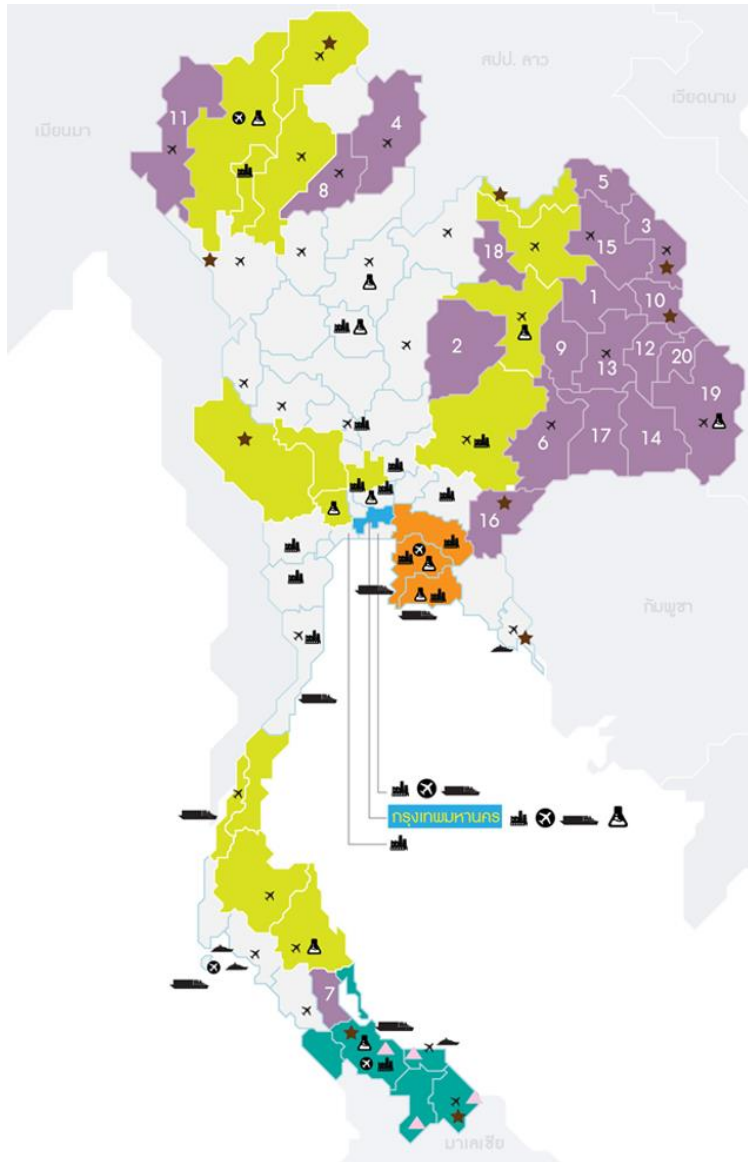
労働力開発
スキルアップやリスキリング
プログラム



産業トレーニングセンター(ITC)
の設置



労働力の
コクリエーション



NEW

1. 東部特別開発区(東部経済回廊:EEC)3県
2. 特別経済開発区4地域(NEC、NeEC、CWEC、SEC) 16県
3. 特別経済開発区(SEZ)10県
4. 南部国境地域4県とソンクラー県内4郡
5. 一人当たりの所得が低い20県
6. BOIが奨励する工業団地または工業区
7. 科学技術パーク
 - サイエンスパーク(パトゥムタニ、チェンマイ、コンケー、ソンクラー)
 - フードイノベーション(全国13カ所)
 - スペース・クレノベーション・パーク (GISTDA)
 - EECi内のイノベーションプラットフォーム
 - タイ科学技術研究所 (TISTR)
 - アジア工科大学院 (AIT)
 - タイ国家イノベーション庁 (NIA) によるヨティ医療イノベーション地区

8 ターゲット地域に対する投資奨励措置

東部特別開発区(東部経済回廊:EEC)における投資奨励政策

ターゲット事業

追加の法人所得税免除恩典の条件

科学技術分野の人材育成
または
研究開発の基準

立地場所の基準

EECa、EECi、EECd、EECmd、EECg、
EECTp

工業団地・工業区

A1+

(標準恩典:法人所得税
10-13年間免除)

+法人所得税を
2年間免除

+法人所得税を
1年間免除

+法人所得税を
1年間免除

A1- A4

(標準恩典:法人所得税
3 - 8年間免除)

+法人所得税を
3年間 50%減税

+法人所得税を
2年間 50%減税

+法人所得税を
1年間免除

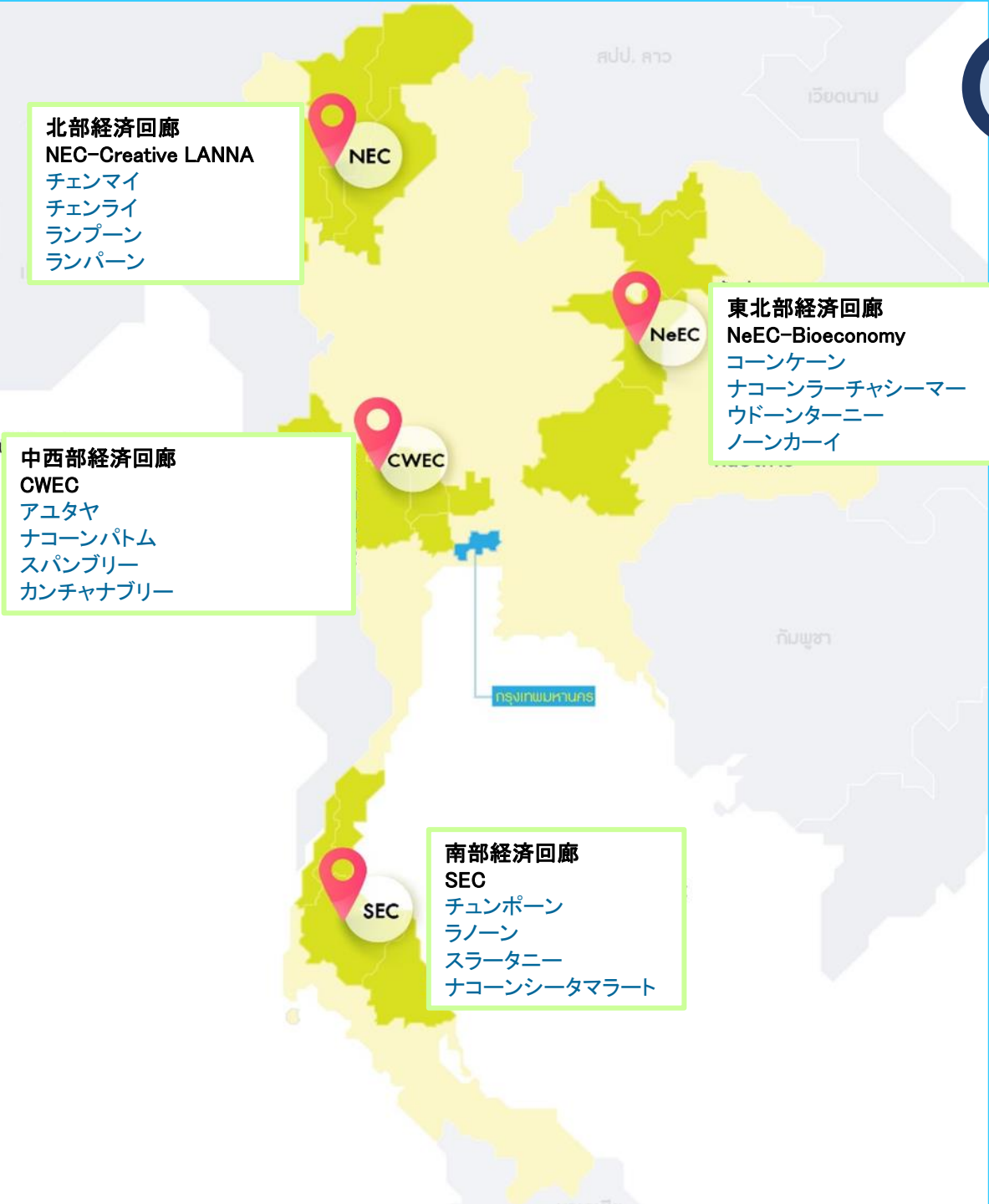
- 人材育成の基準:職業統合的学習(WIL)、共同教育、デュアル職業教育など、タイの科学技術人材育成において承認された特定の教育モデルにおいて、学術機関との連携があること
学生または職業訓練受け入れ学生の最低人数が、従業員総数の10%以上または40人以上(※いずれか少ない方の人数)であること、連携計画のプロポーザルに明記すること
- 研究開発基準:研究・技術開発への投資または支出は、最初の3年間の総売上高の1%以上または2億バーツ以上であること

8

地域別奨励措置

NEW

地域特別経済回廊:
エリアと対象業種



ターゲット産業	地域特別経済回廊の ターゲット産業			
	NEC	NeEC	CWEC	SEC
農業・食品産業	✓	✓	✓	✓
バイオ産業		✓		✓
電気・電子産業			✓	
クリエイティブ産業	✓			
デジタル産業	✓			
観光業 ウェルネスツーリズム	✓			✓

NEW

特別経済回廊における投資奨励政策

ターゲット事業

A1+

(標準恩典: 法人所得税
10-13年間免除)

A1 - A4

(標準恩典: 法人所得税
3 - 8年間免除)

追加法人所得税免除政策の条件

科学技術分野の人材育成
または
研究開発の基準

立地場所の基準

指定事業について
サイエンス パークやフード イノポリスなどの
科学技術地区に立地した場合

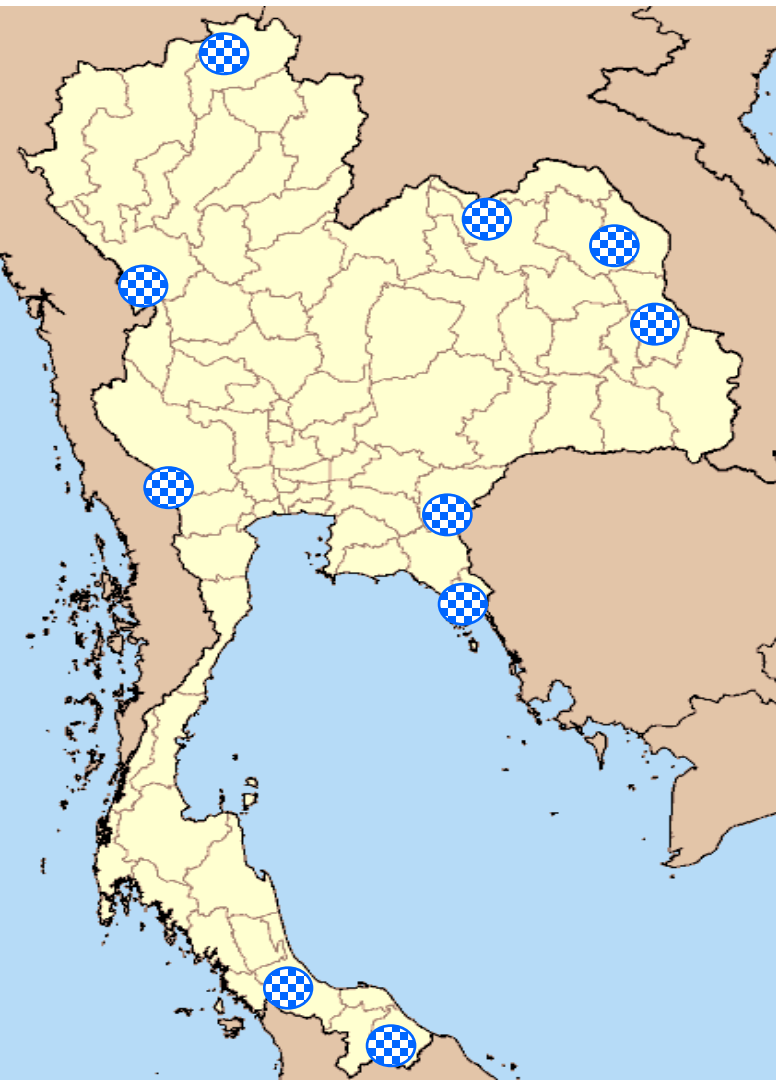
工業団地・工業区

+ 法人所得税を
2年間免除+ 法人所得税を
2年間免除+ 法人所得税を
1年間免除+ 法人所得税を
3年間 50%減税+ 法人所得税を
5年間 50%減税+ 法人所得税を
1年間免除

- 人材育成の基準: 職業統合的学習 (WIL)、共同教育、デュアル職業教育など、タイの科学技術人材育成において承認された特定の教育モデルにおいて、学術機関との連携があること
学生または職業訓練受け入れ学生の最低人数が、従業員総数の10%以上または40人以上(※いずれか少ない方の人数)であること、連携計画のプロポーザルに明記すること
- 研究開発基準: 研究・技術開発への投資または支出は、最初の3年間の総売上高の1%以上または2億バーツ以上であること

8 地域別奨励措置

特別経済開発区における奨励措置: 10県、23郡、90タンボン



1. カンチャナブリー
2. チェンライ
3. トラート
4. ターク
5. ナコンパノム
6. ナラティワート
7. ムクダハン
8. ソンクラー
9. サケオ
10. ノーンカイ

特別経済開発区政策委員会が承認した地域のみ

経済特区への投資を促進し、
経済と社会の繁栄を全国に分配することが目的

8 地域別奨励措置

特別経済開発区における奨励措置: 恩典内容(以前と同様)



ターゲット事業: 89業種に拡大
(一部の対象事業において条件を緩和)

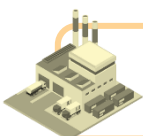


8年間法人所得税を免除 - 投資額を上限とする
(14のターゲット事業および5つの従来投資奨励対象外の事業)*



免税期間終了後追加で法人所得税を5年間にわたり
50%減税
(14のターゲット事業のみ)*

一般事業



- 追加で法人所得税を3年間
投資額を上限として免除(通算8年以内)
- 8年間の法人所得税免除対象事業の場合、
免税期間終了後5年間にわたり法人所得税を
50%減税



機械輸入税の免除



輸出向け原材料の輸入税の免除



輸送費、電気代、水道代の2倍を10年間控除



インフラ設置・建設費の25%を追加控除



その他税制以外の恩典



申請期間
2022年初営業日より

科学技術地区に立地するプロジェクトに対する追加恩典

科学技術地区

(20カ所)



- 科学技術パーク
(パトゥムタニー、チェンマイ、コンケーン、ソンクラー)
- フードイノポリス (13カ所)
- スペース・クレノベーション・パーク (GISTDA)
- EECi イノベーションゾーン
- タイ科学技術研究所 (TISTR)
- アジア工科大学院 (AIT)

ターゲット事業

ターゲットコア技術開発事業

- バイオテクノロジー開発
- ナノテクノロジー開発
- 先端素材技術開発

その他ターゲット事業

- 電子回路設計
- 研究開発
- バイオテクノロジー
- エンジニアリング・デザイン
- 理科学実験サービス
- 計測器校正サービス
- 職業訓練学校

フードイノポリスにおけるその他対象事業

- 植物または動物の育種(バイオテクノロジー活動に分類されないもの)*
- 創造的な製品設計・開発センター*

恩典

基本的な恩典に追加で
法人所得税を

2年間 免除
(上限なし)

基本的な恩典に追加で
法人所得税を

5年間
50%
減税

ヨティ医療革新地区に立地するプロジェクトに対する追加恩典

ヨティ医療革新地区



タイ国家イノベーション庁が
発表した
「ヨティ医療革新地区」
に立地



ターゲット事業

- 電子回路設計
- ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業
 - デジタルサービス、デジタルコンテンツ
- イノベーション・インキュベーション・センター
- メーカースペース、ファブリケーションラボ
- 研究開発
- バイオテクノロジー
- エンジニアリング・デザイン
- 理科学実験サービス
- 計測器校正サービス
- 職業訓練学校
- 臨床研究

恩典

基本的な恩典に加えて
法人所得税を

5年間
50%
減税

条件:

BOIが指定するイノベーション地区に位置する機関や政府機関と医療分野の提携があること

ケース 1: BOIの奨励を受けていない
プロジェクト

- ・ 投資奨励投資奨励業種に該当する事業
- ・ BOIの奨励を受けたことがないか、BOI奨励プロジェクトで、法人所得税の優遇措置が設けられていない、または減免期間が過ぎている

支援額の**200%を上限とし**
法人所得税を3年間免除

ケース 2: BOIの奨励プロジェクト

- ・ 法人所得税の減免期間が終了していないか、または法人所得税免除の対象となる新規プロジェクト

法人所得税免除の上限額を
支援額の**200%に拡大**

支援者



プロジェクトの総投資額

**500万バーツ以上、
かつ支援先あたり
50万バーツ以上**

支援支出の種類

- 工場建設費
- 機械設備費
- 研修費
- BOIが承認したその他の費用

支援先



協同組合、コミュニティ
企業、社会的企業、
地方行政機関、
政府機関



農業・水利システム



地元の製品・
OTOP(一村一品運動)



ローカルツーリズム



教育、公衆衛生、環境

各プロジェクトは、奨励証書の発行日または
プロジェクト修正申請日から3年以内に完了すること
法人所得税免除期間を超えないことが条件

(2023年1月3日以降有効)

01

産業再編とサプライチェーン強化

02

スマート化・サステナブル化へむけ
産業の転換を加速

03

タイを国際ビジネスハブおよび
貿易投資の域内玄関口
として促進

04

中小企業とスタートアップの競争力を
強化、グローバル市場へと結ぶ

05

各地域のポテンシャルに応じた投資を
奨励し、包括的な成長を実現

06

コミュニティ開発プログラムへの
投資を企業に奨励

07

ビジネスチャンス拡大へ向け
タイ企業による海外投資を促進

1. ターゲット産業への投資奨励措置
2. 競争力向上措置
3. 継続・拡大プログラム
4. 移転プログラム
5. 景気回復のための投資奨励措置
6. 産業の高度化プログラム (スマート化・サステイナブル化)
7. 中小企業向けの投資奨励措置
8. 地域別奨励措置
9. 社会・地方開発投資プログラム

特記事項: 1. スタートアップ企業は、第1措置の恩典と競争力強化基金の助成金の対象

2. タイ企業による海外投資は、国税局のパッケージ(恩典)の対象

「ターゲット産業 国家競争力強化法」による投資奨励措置

現行の措置

- ✓ 研究開発助成金
- ✓ 先端技術研修助成金
- ✓ スタートアップ助成金



追加措置

(詳細は検討中)

1. 先端技術を活用し、国や製造業全般に与える影響の大きい川上産業等、**戦略的に重要なプロジェクトの奨励**
2. OECD の第 2 の柱ルールに基づく多国籍企業に対しては**税制上の恩典措置の代わりに基金を活用**



**THAILAND
BOARD OF
INVESTMENT**

